

掲示期間 平成24年4月1日～平成24年4月10日

新潟市水道局告示第12号

検針事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道メーター、地下水メーターの検針事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、次のとおり委託したので同法施行令第26条の4第1項の規定により告示します。

平成24年4月1日

新潟市水道事業管理者

局長 元井 悦朗

| 検針事務委託区域 | 検針事務受託者 | |
|---------------------------|-----------------------|------------------|
| | 住 所 | 氏 名 |
| 新潟市水道局秋葉事業所 料金課所管の給水区域 | 新潟市中央区紫竹山 1丁目5番10号 | 財団法人 新潟水道サービス |